

個人情報等の取扱いと守秘義務に関する包括的ガイドライン

特定非営利活動法人日本双極性障害団体連合会理事会 令和5年2月2日 制定

このガイドラインは、特定非営利活動法人日本双極性障害団体連合会（ノーチラス会）会員（以下「会員」という）が遵守すべき個人情報等の取扱いと守秘義務に関する包括的ガイドラインである。ガイドラインに定められた事項は、ノーチラス会の活動すべてに当てはめられ、在籍時だけに留まらず会員でなくなった後も遵守する義務がある。

（1）会員と個人情報等について

会員は、ノーチラス会の活動において多くの個人情報等を得る。例えば、お互いの交流を深めるうえで通常は知り得ないような情報も相手の会員から提供されることがある。会員の精神的・身体的なハンディキャップ、親族の情報などに接することもある。会員は、お互いを信頼し、相手と自分の相互扶助に寄与すると信じるからこそ、通常は公開しないような情報も伝えるのである。したがって、個人情報等に接したり、それを取り扱ったりするときには、畏敬の念を持って行わなければならない。

（2）個人情報等とは

個人情報保護法における「個人情報」（法第2条第1項）の定義は、次のとおりである。個人に関する情報であって、当該情報に含まれる氏名、生年月日その他の記述により特定の個人が識別できる文書・図画・電磁的記録をいう。この個人情報には、他の情報と照合することにより特定の個人が識別できるものを含む。

「個人に関する情報」（法第2条第1項関連）は、氏名、性別、生年月日等個人を識別する情報に限らず、個人の身体、財産、職種、肩書き等の属性に関して、事実、判断、評価を表すすべての情報であり、評価情報、公刊物等によって公にされている情報や映像、音声による情報も含まれ、暗号化されているか否かを問わない。なお、死者に関する情報が、同時に御遺族等の生存する個人に関する情報でもある場合は、当該生存する個人に関する情報となる。また、診療録の形態に整理されていない場合でも該当する。

（3）個人情報等の保護について

個人情報等を適切に取り扱うということは、一般に求められる倫理的なモラルや規範を遵守することとともに重要な責務である。個人情報の漏洩が悪質なレベルで行われた場合、法的責務が問われる可能性があることを理解しなければならない。

（4）個人情報等の保護のためにすべきこと

会員が個人情報等を取り扱うにあたり留意すべき具体的な対応の原則は、次のとおりで

ある。

- ① 相互扶助以外の目的に使用しない。
- ② 個人情報等を他人に口外したりソーシャルメディアなどで拡散したりしない。
- ③ 個人情報を故意に改ざんして漏洩することは悪質な漏洩となりえるので、決してしてはならない。
- ④ ノーチラス会誌には、加工した個人情報（以下参照）を載せることがあるが、それをソーシャルメディアなどで拡散したりしない。
- ⑤ その他、個人情報等の保護に関わる遵守事項から逸脱すると思われる行為は厳に慎む。

（５）個人情報の加工

ノーチラス会ではお互いの情報交換、情報共有のために個人情報を提供することがあるが、その際は以下に倣った個人情報の加工を行い、個人を特定することができないもしくは非常に困難な状態にする。

- ① 氏名などは記載しない。イニシャルも避ける。
- ② 生年月日は記載しない。原則、年齢は 50 歳代後半などと記載する。
- ③ 職業等はお互いの理解に必要な場合に限り限定的に記載するが、そうでない場合は会社員などの一般的な記載にとどめる。
- ④ 家族構成に関しては、理解の必要性に応じて記載するが、できる限りプライバシーに配慮する。
- ⑤ 固有名詞は原則避ける。例えば、情報としてどうしても病院の名前を載せたい時などは、できる限り個人が特定できないように配慮する。

（６）個人情報等の保護に関して、何らかの危惧が生じた場合

個人情報等の取扱いにあたって、使用の適切性の確認や漏洩の心配等がある場合は、次のとおり速やかに報告し指示を受ける。

- ① 地方会、支部などにおいて個人情報等の保護に関して、何らかの危惧が生じた場合は、世話人あるいは代表者などに報告し指示に従う。
- ② 報告を受けたものは、仮に自分自身が被疑者であっても理事に報告する。
- ③ 報告を受けた理事は、速やかに理事長に報告し、必要があれば理事会を開催し何らかの決定を行う。
- ④ 理事長は自らの判断、あるいは理事会の決定に応じて対応する。